

社会福祉法人豊田市福祉事業団報酬及び費用弁償に関する規程

(平成6年4月1日規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊田市福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、事業団の定款で定めた理事、監事及び評議員の職をいう。

(報酬の支給)

第3条 非常勤の役員等が、次に掲げる場合において日額8,000円の報酬を支給する。
ただし、当該役員等が豊田市及びその機関等に常時勤務する者の場合は、これを支給しない。

(1) 事業団の必要とする会議等に出席したとき。

(2) 事業団を代表して会議等に出席したとき。

2 会議等に出席し、会議を主催する団体等から報酬が支払われる場合は、前項の規定にかかわらず、これを支給しない。

(費用弁償の支給)

第4条 役員等が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。ただし、常勤の職員にあっては、この限りでない。

2 前項の規定により支給する額は、社会福祉法人豊田市福祉事業団旅費規程（平成13年規程第1号）別表のとおりとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第5条 社会福祉法人豊田市福祉事業団職員給与規程（平成6年規程第3号）及び社会福祉法人豊田市福祉事業団旅費規程の規定は、報酬及び費用弁償の支給方法について準用する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年9月1日から施行し、改正後の社会福祉法人豊田市福祉事業団役員報酬、費用弁償規程等の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 2 7 日から施行し、平成 3 1 年 1 月 1 日から適用する。

